

尾張旭市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和5年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

都市整備部（都市計画課・三郷駅周辺整備推進室、都市整備課、土木管理課、事業清算課、下水道課・浄化センター、上水道課）

3 監査の期間

令和5年2月24日から令和5年3月27日まで

4 監査の方法

令和4年度（令和5年1月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

会計課

3 監査の期間

令和5年2月24日から令和5年3月27日まで

4 監査の方法

令和4年度（令和5年1月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

令和4年度歳入事務電算処理業務委託に係る事務において、市長決裁である契約締結についての決裁が副市長において行われている。尾張旭市決裁規程により、1,000万円を超える委託料については、市長決裁事項とされている。